

退職金と企業年金の税務Q&A

久住 透 相談部 東京相談室

これから退職を迎える人にとって、退職金（一時金で受け取るもの。以下、退職一時金）を受け取ったときや、企業年金を受け取ったときにかかる税金は確認しておきたい重要なポイントの1つです。

今回は、退職一時金と企業年金について、税負担などを考慮して選択する場合の考え方や、2カ所から退職一時金を受け取った場合の課税などを解説します。

退職一時金および企業年金に課される所得税及び住民税の計算のしかたについては、本文末の<参考資料>や、その他の国税庁および各地方自治体のホームページなどをご参照ください。

本資料は税務上の一般的な取り扱いを解説しています。退職一時金や企業年金の制度は勤務先などにより異なるため、税務上の個別の取り扱いは、本稿の解説と異なることがあります。個別の取り扱いについては、退職一時金や企業年金を支給する勤務先などや、税理士などの専門家にご確認ください。

【本稿で解説する主な退職一時金と企業年金等】

・退職一時金

「退職により勤務先から一時に受け取る退職手当等」「確定給付企業年金法に基づいて退職により支給を受ける一時金（掛金の自己負担部分を除く）」「確定拠出年金法に基づいて「企業型」の老齢給付金として支給を受ける一時金」を想定。なお、Q2 および Q3 では、税務上の取り扱いが基本的な同様な「確定拠出年金法に基づいて支給を受ける『個人型』の老齢給付金の一時金」も含めて「退職一時金等」として解説。

・企業年金

「確定給付企業年金法に基づいて支給を受ける年金（掛金の自己負担部分を除く）」「確定拠出年金法に基づいて『企業型』の老齢給付金として支給を受ける年金」「過去の勤務に基づき勤務先であったところから支給される年金（自社年金）」を想定。なお、税務上、「確定拠出年金法に基づいて支給を受ける『個人型』の老齢給付金の年金」も基本的に同様の取扱いとなる。

1. 税務負担等を考慮した退職一時金と企業年金の選択

Q. 私の勤務先では、退職金の受け取り方について、退職一時金と企業年金を一定の範囲で選択できます。税負担等を考慮するとどちらを選択するのが有利でしょうか。

A. どちらを選択の方が有利かは個別のケースにより異なり、機械的に有利不利を判断することはできません。また、選択にあたっては、退職後の生活設計なども含めて総合的に判断する必要があります。

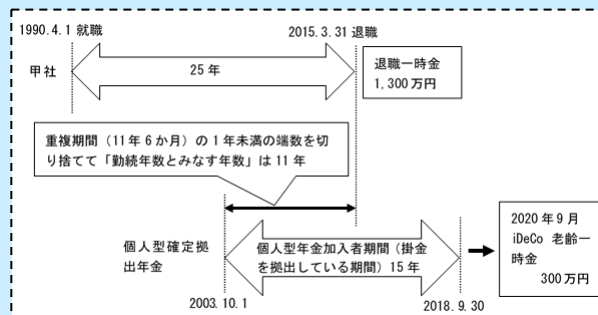
退職一時金と企業年金の有利さを比較する1つの方法として、他の収入も含めて、税金（所得税（復興特別所得税を含む。以下同）および住民税）と社会保険料を差し引いた後の手取り収入の累計額を比較する方法があると思われます。

退職一時金は税務上、退職所得となり、勤続年数に応じた退職所得控除額や他の所得と分けて課税される分離課税が適用されるのに対し、企業年金は税務上、公的年金等の雑所得となり、他の所得と合算されて課税される総合課税で、受給開始後毎年の国民健康保険料等に影響を与える、という違いがあります。ただし、勤務先の退職金制度や他の収入などの前提条件がそれぞれ異なるので、どちらが有利かは一概には言えず、個別のケースにより異なると考えるべきでしょう。

また、選択にあたっては、手取り収入だけでなく退職後の生活設計なども含めて総合的に判断する必要があります。例えば、退職後に住宅ローンの返済や、子や孫への資金援助などが予定されているならば、退職一時金での受け取りが適切でしょう。また、多額の資金を運用する適切な金融資産等や運用先の信用力がよくわからないといった不安や、多額の資金は使い過ぎてしまいそうだという不安の一方、終身年金なら生涯もらえて安心、といった点を考慮する場合もあるでしょう。いずれにせよご自身に合った選択をするのがポイントです。

2. 異なる年に異なるところから退職一時金を受け取った場合

Q. 私は、甲社に1990年4月1日から2015年3月31日まで25年間勤務し、退職時に退職一時金1,300万円を受け取りました。また、2020年9月に確定拠出年金法に基づいて支給を受ける個人型の老齢給付金の一時金（以下、iDeCo老齢一時金）300万円を受け取りました。このiDeCo老齢一時金についての個人型年金加入者期間（掛金を拠出している期間のみ）は2003年10月1日から2018年9月30日までの15年間です（下図）。1カ所から退職一時金を受け取っただけの場合と比べ、退職一時金等の所得税、住民税の算出方法に違いはありますか。



A. 後の退職一時金等（iDeCo老齢一時金）の税額は、後と前の退職一時金等の勤続期間等の重複期間に対応する分だけ退職所得控除額を一定の方法で減額して算出します。

このケースのように、後の退職一時金等（退職所得）を受け取った年の前年以前4年以内（注1）に異なるところから前の退職一時金等（退職所得）を受け取っていて、かつ、後と前の退職一時金等の勤続期間等（注2）に重複期間がある場合は、次のように所得税、住民税を算出します。

注1: 確定拠出年金法に基づいて支給を受ける企業型の老齢給付金の一時金、または iDeCo 老齢一時金であった場合は、「前年以前4年以内」は「前年以前14年以内」に読み替えて適用。

注2: 退職一時金等が「確定拠出年金法に基づいて支給を受ける企業型の老齢給付金の一時金」の場合は、事業主掛金に係る企業型年金加入者期間（掛金を拠出している期間に限る）となり、iDeCo 老齢一時金の場合は「個人型年金加入者掛金に係る個人型年金加入者期間（掛金を拠出している期間に限る）」となる。

[1] 甲社の退職一時金の税額

通常の方法で算出します。退職所得控除額は、勤続年数25年、勤続年数20年超の場合の算式「800万円+70万円×(勤続年数-20年)」により1,150万円。退職所得の金額は、退職所得の収入金額1,300万円、算式「(退職所得の収入金額-退職所得控除額)×1/2」により75万円。この退職所得の金額に基づいて所定の方法で税額を算出します（算出方法は省略。以下同）。

[2] iDeCo 老齢一時金の退職所得控除額

算式「後の退職一時金等につき勤続年数に基づき算出した退職所得控除額(ア)」-「後と前の退職一時金等の勤続期間等の重複期間を勤続年数とみなして算出した退職所得控除額(イ)」により、600万円(注3)-440万円(注4)で160万円。

注3: 個人型年金加入者期間（掛金を拠出している期間のみ）が15年なので、勤続年数15年として勤続年数20年以下の場合の算式「40万円×勤続年数」により算出。

注4: 後と前の退職一時金等の勤続期間等の重複期間は2003年10月1日から2015年3月31日までの11年6カ月ですが、1年未満の端数は切り捨てて11年とし、勤続年数20年以下の場合の算式「40万円×勤続年数」により算出。

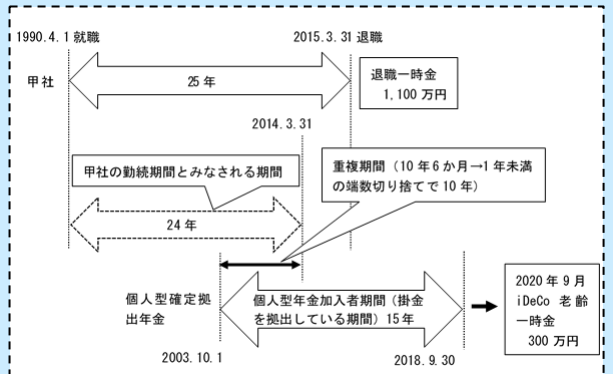
[3] iDeCo 老齢一時金の退職所得の金額

退職所得の収入金額300万円、算式「(退職所得の収入金額-退職所得控除額)×1/2」により70万円となります。この退職所得の金額に基づいて、所定の方法で税額を算出します。

【ご参考】算出した退職所得控除額が80万円未満の場合、退職所得控除額は80万円となります。

3. 前の退職一時金等が退職所得控除額に満たない場合

Q. Q2について、もし甲社の退職一時金が1,100万円で、退職所得控除額に満たない場合はどうなりますか。他の前提はQ2と同じとします。



A. 後と前の退職一時金等の勤続期間等の重複期間を求めるときに、前の退職一時金等（甲社）の勤続期間等を一定の方法で短縮します。

[1] 甲社の退職一時金の税額

通常の方法で算出します。退職一時金の金額 1,100 万円が退職所得控除額 1,150 万円（前項 [1] ご参照）に満たないので退職所得はなく、課税はありません。

[2] iDeCo 老齢一時金の退職所得控除額

前項 [2] で示した退職所得控除額を算出するための算式（ア）－（イ）の中の（イ）は、次の（a）（b）の手順で算出します。

（a）前の退職一時金等の勤続期間等は、前の退職一時金等についての就職等の日から、下表により算出したみなし勤続期間等（年）を経過した日の前日までの期間とみなされます。甲社の退職一時金は 1,100 万円なので、みなし勤続期間等は 24 年、前の退職一時金等の勤続期間等とみなされる期間（甲社）は、1990 年 4 月 1 日から 2014 年 3 月 31 日までです。

前の退職一時金等	みなし勤続期間等（年）※1 未満の端数は切り捨て
800 万円以下	前の退職一時金等の金額 ÷ 40 万円
800 万円超	(前の退職一時金等の金額 - 800 万円) ÷ 70 万円 + 20

（b）後の退職一時金等（iDeCo 老齢一時金）の勤続期間等と前の退職一時金等の勤続期間等とみなされる期間の重複期間は、2003 年 10 月 1 日から 2014 年 3 月 31 日までの 10 年 6 カ月ですが、1 年未満の端数を切り捨てて 10 年とします。この重複期間を勤続年数とみなして前項 [2] の算式の中の（イ）を求めると、勤続年数 20 年以下の算式「40 万円 × 勤続年数」により 400 万円です。

[3] iDeCo 老齢一時金の退職所得の金額

退職所得控除額は、前述 [2] と前項 [2] の算式（ア）－（イ）により、600 万円（ア）－400 万円（イ）＝200 万円。退職所得の金額は、前項 [3] の算出方法により、(300 万円－200 万円) × 1/2 = 50 万円となります。この退職所得の金額に基づいて、所定の方法で税額を算出します。

【ご参考】同じ年に異なる 2 カ所から退職一時金等を受け取った場合は、本文末<参考資料>の①「国税庁タックスアンサー」No. 2735 を参照。

4. 企業年金の確定申告

Q. 退職前に勤務先から受け取っていた給与については、所得税の源泉徴収が行われたうえで、年末調整で税額が精算され、確定申告は不要でした。企業年金についても所得税の源泉徴収が行われますが、源泉徴収された税額と年税額の精算はどのように行うのですか。

A. 企業年金は公的年金等の雑所得となり、給与所得のような年末調整の制度はありません。所得税について、原則として確定申告を行い、源泉徴収された税額と年税額の精算をすることになります。

原則は上記回答の通りですが、その年中の公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ、その公的年金等の全部（一部例外があります）が源泉徴収の対象となる場合において、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（源泉分離課税の所得および一定の申告不要制度の適用を受ける所得を除く）が 20 万円以下であるときは、その年分の所得税について確定申告は要しないこととされています（注）。

注：住民税は取り扱いが異なります。本文末＜参考資料＞の③「国税庁「令和元年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」に記されている「確定申告が必要な方」「～市区町村からのお知らせ～」を参照。

5. 確定給付企業年金の残額一括受け取り

Q. 私は、2017年に勤務先を退職し、確定給付企業年金として受け取る金額の半額を退職時に一時金として受け取り、残りの半額を年金で受け取ることを選択して支給を受けてきました。2020年に、都合により年金の受け取りを止めて、将来の年金給付の総額を一括受け取りします。所得税について、この一括受け取り分はどの年分のどのような所得となりますか。

A. 2017年分の退職所得となります。

確定給付企業年金法に基づいて支給を受ける年金の受給資格者に対して、退職の日以後、その年金に代えてその年金の受給開始日後に支払われる一時金のうち将来の年金給付の総額に代えて支払われるものは、次の [1] または [2] の区分に応じた年分の退職所得となります。

- [1] その退職による退職一時金の支払をすでに受けている人に支払われる場合は、そのすでに受けた退職一時金の支給日が含まれる年分の退職所得
- [2] その退職による退職一時金の支払を全く受けていない人に支払われる場合は、将来の年金給付の総額に代えて支払われるその一時金の支給日が含まれる年分の退職所得。

<参考資料>

- ①国税庁タックスアンサー
<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>
退職一時金は No. 1420、2725、2732、2735、5231 など、公的年金は No. 1600 など
- ②国税庁「令和 2 年版 源泉徴収のあらまし」
<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/aramashi2019/index.htm>
- ③国税庁「令和元年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」
<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2019/pdf/002.pdf>
- ④東京都主税局「個人住民税の概要」（一例として東京都の場合）
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/kojin_ju.html

内容は2020年2月25日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複製・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。